

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月29日
【会社名】	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
【英訳名】	SQUARE ENIX HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松田 洋祐
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【電話番号】	03(5292)8000
【事務連絡者氏名】	最高会計責任者 松田 敦志
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【電話番号】	03(5292)8000
【事務連絡者氏名】	最高会計責任者 松田 敦志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 111,990,060円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2021年6月29日に臨時報告書を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2021年6月25日に提出した有価証券届出書及び2021年6月28日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当該臨時報告書を参照書類に追加し、あわせてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものではありません。

また、2021年6月25日に提出いたしました有価証券届出書につきまして、記載内容に誤植があり、記載事項の一部に削除すべき事項が生じたので、これを訂正いたします。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

(注)1. 募集の目的及び理由

<本制度の概要>

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(注) 1. 募集の目的及び理由

<本制度の概要>

(訂正前)

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法にて行います。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年90,000株以内(うち社外取締役分は7,200株以内)とし、年額400百万円以内(うち社外取締役分は年額32百万円以内)とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

対象取締役は、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、当該株式の割当日から当該対象取締役が当社の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の地位を喪失(喪失と同時にかかる地位に再任する場合を除きます。以下同じ。)する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該事由に応じて合理的に定める数の譲渡制限付株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、2021年6月25日開催の取締役会において、対象取締役5名に対し、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社の普通株式[22,100]株(以下「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。

(訂正後)

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法にて行います。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年90,000株以内(うち社外取締役分は7,200株以内)とし、年額400百万円以内(うち社外取締役分は年額32百万円以内)とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

対象取締役は、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、当該株式の割当日から当該対象取締役が当社の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の地位を喪失(喪失と同時にかかる地位に再任する場合を除きます。以下同じ。)する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該事由に応じて合理的に定める数の譲渡制限付株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、2021年6月25日開催の取締役会において、対象取締役5名に対し、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社の普通株式20,511株(以下「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

2021年6月28日 関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

2021年6月28日 関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年6月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年6月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年6月28日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年6月28日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年6月29日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年6月29日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。